

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>「条を削る。」</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="654 179 917 436"> <p>第四十一条第三項</p> </td> <td data-bbox="654 436 917 649"> <p>区分</p> </td> <td data-bbox="654 649 917 1120"> <p>区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p> </td> </tr> </table>	<p>第四十一条第三項</p>	<p>区分</p>	<p>区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="917 179 1212 436"> <p>第四十条第四号</p> </td> <td data-bbox="917 436 1212 649"> <p>小学校就学前子どもの数</p> </td> <td data-bbox="917 649 1212 1120"> <p>小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p> </td> </tr> </table>	<p>第四十条第四号</p>	<p>小学校就学前子どもの数</p>	<p>小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1212 179 1468 436"> <p>第三十九条第十三号</p> </td> <td data-bbox="1212 436 1468 649"> <p>法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども</p> </td> <td data-bbox="1212 649 1468 1120"> <p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）</p> </td> </tr> </table>	<p>第三十九条第十三号</p>	<p>法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）</p>
<p>第四十一条第三項</p>	<p>区分</p>	<p>区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p>											
<p>第四十条第四号</p>	<p>小学校就学前子どもの数</p>	<p>小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p>											
<p>第三十九条第十三号</p>	<p>法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）</p>											
<p>この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行の日（令和三年六月九日）から施行する。</p>	<p>附則</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="654 1120 917 1377"> <p>第五十七条第二項第一号</p> </td> <td data-bbox="654 1377 917 1590"> <p>区分</p> </td> <td data-bbox="654 1590 917 2072"> <p>区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p> </td> </tr> </table>	<p>第五十七条第二項第一号</p>	<p>区分</p>	<p>区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="917 1120 1212 1377"> <p>第四十条第四号</p> </td> <td data-bbox="917 1377 1212 1590"> <p>小学校就学前子どもの数</p> </td> <td data-bbox="917 1590 1212 2072"> <p>小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p> </td> </tr> </table>	<p>第四十条第四号</p>	<p>小学校就学前子どもの数</p>	<p>小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1212 1120 1468 1377"> <p>第三十九条第十三号</p> </td> <td data-bbox="1212 1377 1468 1590"> <p>法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども</p> </td> <td data-bbox="1212 1590 1468 2072"> <p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）</p> </td> </tr> </table>	<p>第三十九条第十三号</p>	<p>法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）</p>
<p>第五十七条第二項第一号</p>	<p>区分</p>	<p>区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p>											
<p>第四十条第四号</p>	<p>小学校就学前子どもの数</p>	<p>小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」</p>											
<p>第三十九条第十三号</p>	<p>法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）</p>											
<p>この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行の日（令和三年六月九日）から施行する。</p>	<p>附則</p>	<p>（国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十條第二項の内閣府令で定める方法）</p>	<p>（国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十條第二項の内閣府令で定める方法）</p>	<p>（国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十條第二項の内閣府令で定める方法）</p>									

この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行の日（令和三年六月九日）から施行する。

附則

備考 表中の「」の記載は注記である。

「条を削る。」

とする。

（国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十條第二項の内閣府令で定める方法）

（国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十條第二項の内閣府令で定める方法）

（国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十條第二項の内閣府令で定める方法）

第五十七条第二項第一号
満三歳以上保育認定子ども（令第四條第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）

満三歳以上保育認定子ども

第四十一条第三項
区分
区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」

第四十条第四号
小学校就学前子どもの数
小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」

第三十九条第十三号
法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども
特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）